

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	牧野 雅子
論文題目	刑事司法におけるジェンダーの視点 性暴力被害者の保護から加害者の責任追及へ		
(論文内容の要旨)			
本論文は、広義での刑事司法 - 刑事裁判および、警察等の犯罪に対応する諸機関とその活動 - において、性暴力犯罪および犯罪当事者、とくに加害者がどのように扱われ、そこにいかなる問題点があるのかを論じるものである。 まず序章では、問題の所在および加害者の責任追及の必要性について述べられる。近年の性暴力をめぐる法とジェンダーの議論では、刑事司法にジェンダー（女性）の視点を導入することで、性暴力の被害の甚大性と被害者保護の必要性が主張され、さまざまな改善が行われてきた。それは性暴力がいかに被害者を傷つけるか、という認識を普及させたものの、同時に、性暴力被害の公表が被害者にとってスティグマ付与となることの公認ともなり、加害者は被害者が被害申告を躊躇うことを熟知して、犯行に利用する。すなわち被害者の視点の導入が犯行を企図する加害者に有利な状況をもたらす、という循環が生じている。一方、加害者については、犯罪加害者や加害行為についての情報を刑事司法が独占しており、一般には、法の判断を経由した加害者像しか伝えられることがない。さらに加害者に焦点を当てた先行研究もわずかしかない。そうした現状に対し、そもそも被害を生む加害者自身に焦点をあてる必要性が指摘される。 1章では、明治から現在に至るまでの性犯罪禁止法と政策の歴史を、国会会議録などの立法議論記録、犯罪統計、新聞記事、警察教養誌紙などをもとに概観し、その時々で刑法や政策が、性犯罪被害者・加害者にどのようなまなざしを向けていたのか、性暴力やその防止をどのように考えていたのかを分析する。まず明治13年の旧刑法および明治40年刑法（現行刑法）制定、太平洋戦争時の特別刑法、戦後1958年の刑法改正にさいしてどのような議論が行われたかが丁寧に跡づけられる。また「被害者防犯」という考え方が1960年代に警察の防犯活動に導入され、1970～1980年代に性犯罪被害者の責任が打ち出された経緯を描き出し、さらに1990年代にはじまった被害者保護のための法や政策の整備、2004年9月の刑法改正などの経緯や、最近の性犯罪加害者に対する再犯防止対策をめぐる議論などが論じられる。 2章から4章では、ある連続強姦事件の裁判及び加害者に対する調査（2001年12月～翌年11月実施）による資料をもとに、捜査や裁判過程で性犯罪事件がどのように構成されたのかを具体的に検証し、加害者自身の語りと比較検討する。 2章では、捜査書類や公判の記録を基に、動機の捜査がどのように行われ、公判廷においてどのように立証され認定されたのかを分析する。加害者の逮捕後まず行われた搜索差し押さえで、動機の取り調べ以前にすでに、犯行動機を裏づけるべき物			

品として、ポルノグラフィや性遊具などが特定されており、動機が先取りされていた。供述調書には、妻との性交渉がないため性的欲求不満に陥り、その性欲を満たすべく強姦に及んだ、とあるが、加害者およびその妻に対する調査の結果、そのような事情は認められなかった。このように、性犯罪は男性の本能としての性欲が引き起こす、という認識に基づいて性犯罪捜査が行われる事情を、具体的に明らかにした。

3章は、裁判過程における検察官による加害性の立証活動を対象に、裁判官の心証を得るための検察の戦略がどのような価値観に基づいているのかを分析する。その結果明らかになったのは、被害の悪質性を強調しようとして、却って被害者にステイグマを与えるような根拠づけを行うなど、被害者を貶めることで相対的に加害者の悪質さを主張する、という戦略であり、また、被害者に恋人がいることを知りながら強姦したことはそうでない場合より悪質である、という論旨での悪質性主張に認められるような、女性は男性の所有物であるという加害者の価値観の共有である。すなわち検察の論告が加害者といわば共謀関係に陥ってしまっている点などが指摘される。

4章は、同事件の加害者に対して直接行った調査（インタビューや往復書簡、日記の提供等）により、強姦加害者の語りによって、その経験に迫る。この加害者にとって強姦とは、「内なる父」に従って生きていた過去の自分を壊すような興奮をもたらし、犯行によって、父を「超えた」「強者」となったという。加害者の語る強姦は、強さという男らしさの志向に基づくものであり、「性欲という本能に基づいた犯行」という、司法の場での認定事実とはかなり異なっていることが示されている。また、独自のルールを作って罪の意識という心理的抵抗を軽減するなど、加害者のさまざまな心理処理も明らかにされた。

以上の考察に基づいて終章では、性犯罪の動機が、男性生来の性欲によるものと先取りされて、捜査、立件、判決にいたる現状では、加害者に罪と向き合って反省する機会を与えないばかりか被害女性に性暴力を防止する注意義務があると責任を負わせる姿勢を一層強化することになる点が指摘され、性暴力の抑止をより有効に行うためには、加害者の加害性の追及が必要であると結論づけられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、刑事裁判および、警察等の犯罪に対応する諸機関とその活動という広義の意味での刑事司法において、性暴力犯罪および犯罪当事者、とくに加害者がどのように扱われており、そこにどのような問題点があるのかを論じるものである。性暴力犯罪については、被害者の視点による捉え直しや刑事司法の場の改善が盛んに議論され、一定の成果をあげつつある。その一方で、加害者の扱いについて論じられることはほとんどなかった。そうした現状に対し本論文の、性暴力の抑止を考えるならばそもそも加害者に注目する必要があるのではないか、さらには、刑事司法それ自体にジェンダー・バイアスが見られ、性暴力を容認するような態度があるならば、それをまず分析・指摘する必要があるのではないか、との視点は、まさに画期的といえる。

この論文は、二つの部分から成り立っている。ひとつは1章の、明治から現在に至るまでの、法の制定およびそれをめぐる議論と政策の歴史の概観であり、もうひとつは2章から4章の、実際の連続強姦事件の検討である。1章でシステムの実態と問題性が大枠として確認されていることで、この事例のシステム全体に対する代表性に説得性が持たされている。また全体が長期にわたる膨大な資料の調査の蓄積という確固たる基盤を持つものだが、なによりもこの論文の他に例をみない独自性でありかつ論文の価値を高めているのは、性暴力事件の加害者に対する直接の調査を行って得られた資料を用いていることである。それにより、司法の場を通さない加害者側の「なぜ」に迫り、司法の場で提示された加害者像との齟齬を浮き上がらせる迫力は圧巻である。

1章は、たんに法の制定や改正の事実を追うのではなく、親告罪とされた経緯などその折々にどのような議論が行われたのかを丁寧に跡づけて、システム構築の底流にある価値観を析出している。その典型的な例の一つが、女性に責任があるかのような被害者防犯政策である。これは周知のことであり、すでに批判されているが、本論文では、それが展開された当時の犯罪統計や性犯罪調査分析などを多数分析し、それがいかに統計を無視した恣意的なものであるかを具体的に示すだけでなく、その統計の基になった、当時の性犯罪加害者の取り調べ自体の問題性をも明らかにしている。性犯罪は加害者も供述には強い羞恥心を感じるために、供述に対する心理的抵抗を緩和する必要がある。そのため取り調べにあたっては「問題の行為または動機が特に異常ではない」、すなわち男性に共通する性欲が引き起こしたものにすぎない、といった示唆が必要だとされていた。供述を引き出す目的とはいえ、このような姿勢は強姦を容認し助長するものともなりかねない。このような価値観が、被害者防犯の思想とも連動し、被害者分析を中心に犯罪分析が行われた結果、性犯罪が被害者の問題であるかのように扱われることになった。このように、広範な資料を駆使して、これまで指摘、批判はされてきた

事態について、具体的にその内実を示し得た功績は非常に大きい。

2章では、警察内部の資料をうまく用いて、性暴力事件の捜査や供述調書の作成にさいして、立件のための立証という目的のもと、動機が先取りされ、加害者自身の体験から離れて、いわば加害者を置き去りにして、取調官のストーリーにそって「事実」が構成されてゆく様子が、見事に浮き彫りにされている。さらに3章では、事件の犯罪性を指摘すべき論告が、刑事裁判の目的を追求するためとはいえ、加害者の価値観を共有していることを抉り出している。また、加害者へのインタビューによって、強姦を可能にしたのは、性欲というよりはむしろ女性に対する差別意識であったことを明らかにしたうえで、刑事司法の場では性犯罪は男性の本能的性欲による、というステレオタイプの認識に依拠せざるをえないために、そうした点が一切追及されないことなどを指摘し、問題を明らかにしている。4章で描かれた加害者の経験は、それ自体に事例研究として大きな意味があるほか、これまで刑事司法を通してしか伝えられてこなかった加害者像と、実際の加害者との落差を示し得ており、加害性の内実を知り、加害性について検討する必要性が指摘された功績は多大である。

以上のように本論文は、画期的な知見を数多くもたらし、非常に優れたものである。たしかに、司法の場の問題が指摘されて、大きな枠組みが作られていても、加害者に焦点をあてた加害性の追及がいかに実際に司法の場に反映されるべきかは、曖昧なまま残されており、とくに4章の位置づけがはっきりしないために、その印象が強く残る。あるいは、被害者防犯が行われた時代社会的背景には踏み込まれていないなど、弱点は残されている。だがそれらを勘案しても、本論文はたいへん優れたものである。

以上を総合して、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成24年1月20日、論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降